記者発表資料

令和　３年　１２月　６日
山 形 県　　県 土 整 備 部
国土交通省 山形河川国道事務所

第 26 回　最上川水系流域委員会を開催します

山形県と国土交通省東北地方整備局は、下記のとおり「最上川水系流域委員会」を開催します。

今回で 26 回目となる委員会では、昨年 7 月の豪雨等において浸水被害が発生した最上川の支川（山形県管理区間）の整備に向け、河川整備計画の変更（置賜圏域・村山圏域）に係る意見を伺うこととしています。

◇ 日　　時：　令和３年 12 月 10 日（金）　14:00～16:00（予定）

◇ 場　　所：　山形県自治会館　４階　401 会議室
（ 住所：山形市 松波四丁目１－15 ）

◇ 議　　事：　１．最上川水系置賜圏域河川整備計画（知事管理区間）の変更について
２．最上川水系村山圏域河川整備計画（知事管理区間）の変更について

◇ 情報提供：　「最上川水系流域治水プロジェクト」、「最上川中流・上流緊急治水対策プロジェクト」の策定及び進捗状況等について

◇ 公 開 等：　１．本委員会は公開としております。（開催時刻 10 分前までにお越し下さい）
２．報道関係者の席を用意しております。
３．一般の方で、委員会の傍聴を希望される方は、会場スペースの都合により 10 名程度に限定となりますので、先着順とさせていただきます。
４．新型コロナウイルス感染拡大防止のため、マスクの着用等をお願いします。
５．当日、受付にて必要事項を記入のうえ、体温測定の後、係員の指示により会場へ入場をお願いします。

◇ 添付資料：　委員名簿（別添１）、傍聴規程（別添２）

※ 最上川水系流域委員会は、河川法に基づき、平成 12 年３月８日に学識経験者等を委員として設立したもので、最上川水系の河川整備計画変更原案及び事業の進捗、国管理区間の事業評価について意見を伺うことを目的としております。

＜ 記者発表記者会 ： 山形県政記者クラブ、山形県建設業界専門紙 ＞

【　問 合 せ 先　】

■ 山形県　県土整備部　河川課
最上川流域治水推進室長　　鈴木（すずき）　賢一（けんいち）　　TEL 023-630-2686（直通）

■ 国土交通省 東北地方整備局　山形河川国道事務所
調査第一課長　　小田桐（おだぎり）　聡（さとる）　　TEL 023-688-8421(代)　(内線 351)

別 添 1

「最上川水系流域委員会」委員名簿

氏　　名	所　　属　　等
大澤 八州男（おおさわ やすお）	日本野鳥の会山形県支部　会員
大場 一昭（おおば かずあき）	山形県内水面漁業協同組合連合会　代表理事会長
風間 聡（かざま そう）	東北大学 大学院工学研究科　教授
久保 響子（くぼ きょうこ）	鶴岡工業高等専門学校　創造工学科　助教
小林 裕明（こばやし ひろあき）	山形新聞社　取締役　論説委員長
佐貝 全健（さがい まさたけ）	山形県土地改良事業団体連合会　会長理事
佐藤 五郎（さとう ごろう）	最上川リバーツーリズムネットワーク　代表理事
柴田 洋雄（しばた ひろお）	美しい山形・最上川フォーラム　会長
東 英生（ひがし ひでお）	ワイルドライフ・ワークショップ　代表
渡邉 一哉（わたなべ かずや）	山形大学 農学部　准教授

委員：１０名　敬称略、５０音順

別 添 2

最上川水系流域委員会に関する傍聴規定

1．最上川水系流域委員会は公開とする。

2．会議の公開は、会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

3．会議の傍聴は、次に定めるところにより実施するものとする。

（1）傍聴人は、一般傍聴人と報道関係者とする。

（2）傍聴席は、一般傍聴人席と報道関係者席に区分するものとする。

（3）一般傍聴人の定員は、会場の状況により委員長が判断するものとする。

（4）次の事項に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

ア．危険な物を携帯している者

イ．張り紙、ビラ、プラカード、のぼりの類を携帯している者

ウ．酒気を帯びていると認められる者

エ．その他委員会の会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

（5）傍聴人は、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

ア．委員会の会議における言論に対し、拍手その他により公然と可否を表明しないこと。

イ．騒ぎ立てる等、委員会の会議を妨害しないこと。

ウ．鉢巻き、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。

エ．飲食又は喫煙をしないこと。

オ．他人の迷惑となる行為をしないこと。

カ.その他委員会の秩序を乱し､又は議事の妨害となるような行為はしないこと。

（6）傍聴人は、委員会で非公開とする議題があったときは、委員長の指示により速やかに退場しなければならない。

（7）傍聴人は、委員会の傍聴に当たっては、委員長及び事務局の指示に従わなければならない。

（8）委員長は、傍聴人が上記に違反したときは、これを退場させることができる。